

提案基準 1 7

その他

基準 1 から 1 6 までに該当しないものについて、具体的にその用途、規模、位置等を総合的に勘案し、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる公共公益性の高いもので、特に市長がやむをえないと認めたもの。